別紙２　施設保守管理等仕様書

≪西ケ谷総合運動場≫

①　機械警備業務

１　警備対象物件　静岡市西ケ谷8番地の１

ア　西ケ谷屋内プール、野球場

イ　管理事務所、クラブハウス、

陸上競技場（予備室、医務室、本部1・2、役員室、男子更衣室1・2、女子更衣室1・2）

２　警備の方法（ア・イ共通）

（１）機械警備（NTT専用回線使用）

（２）警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具等は、すべて受託者の負担とする。

３　業務内容

防犯、火災の機械警報警備業務

４　警備時間

【共通】

（１）毎日（2、3に定める日を除く。）、午後9時から翌日午前8時30分までとする。

（２）年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

（３）屋内プールを除き、毎月第1月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合を除く。）、及び、毎月第1月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる時の振替休場日となる翌日以後の最初の平日は午後5時15分から翌日8時30分までとする。

【西ケ谷屋内プール】

（１）休場日（毎週月曜日及び臨時休場日、ただし休場日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の最初の平日）は、午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

（２）休場日の前日は、午後6時から翌日午前8時30分までとする。

② 清掃業務

【Ｉ　西ケ谷屋内プール】

１　委託業務を実施する日

　委託業務実施日は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

　ただし、年末年始休館日　(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)、その他指定管理者が指示した日は、休務日とする。

２　業務内容（清掃基準は別表のとおり）

（１）　日常清掃

委託期間の内原則として、月曜日及び年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで）の期間を除き、毎日１回以上清掃する。

（２）　定期清掃

委託期間中に、月及び週を単位に回数を指示して清掃する。

（３）　臨時清掃

委託期間において行事等が行われ、その必要性が生じた場合は、臨時清掃すること

３　作業時間

委託業務を実施する時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。

４　作業内容

（１）　男女ロッカー室、男女便所、男女腰洗い槽は、毎日午前９時５０分までに清掃を行うこと。

（２）　便所は毎日清掃する。また、便器等は定期的に洗剤等を使用して清掃すること。

（３）　トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、随時補給及び取替えを行うこと。

（４）　１階ロビー、玄関、廊下、階段、２階ホール、観客席等は、毎日１回以上ほうき及びモップ等を使用して清掃するほか、見回り清掃を行うこと。

（５）　プールサイド、ウォータースライダー、プール室の壁等は、週１回甲の指示により清掃を行うこと。

（６）　プール内清掃は、年４回（水の入れ替え時：６月、９月、１２月、３月）行うこと。

（７）　ガラス清掃は、年４回以上行うこと。

（８）　ガラスモザイクの清掃は、年２回以上行うこと。

（９）　シェルターの清掃は年２回以上行うこと。

⑽　建物屋上の清掃は、年２回以上行うこと。

⑾　オーバーフロー槽の清掃は、年１回以上行うこと。

⑿　マット交換は、年 12 回以上行うこと。

⒀　各階から出るごみは、指定のごみ袋に入れ所定の場所へ処理すること。

⒁　作業主任者は、作業終了後、作業日誌を事務所へ提出すること。

（別表）

西ヶ谷屋内プール清掃基準表					
区分	面　積(㎡)	床　　材	区分	面　積(㎡)	床　　材
<１階>			＜２階＞		
風除室	18.75	磁器タイル	ホール	87.28	長尺塩ビシート
玄関・ロビー	122.54	磁器タイル	A会議室	76.37	長尺塩ビシート
事務所・湯沸室	61.12	長尺塩ビシート	B会議室	58.19	長尺塩ビシート
監視室	15.65	長尺塩ビシート	観覧席	142.17	長尺塩ビシート
医務室	12.83	長尺塩ビシート	湯沸し室	5.97	長尺塩ビシート
売店	10.6	長尺塩ビシート	男子便所	15.13	磁器モザイクタイル
身障者用廊下	4.31	ハイテックマット	女子便所	11.59	磁器モザイクタイル
身障者用便所	5.61	磁器モザイクタイル	男女便所室前	3.63	長尺塩ビシート
身障者用ロッカー室	9.7	ハイテックマット	＜その他＞		
身障者用シャワー室	9.65	磁器モザイクタイル	ウォータースライダー	21.07	FRP
男子ロッカー室	55.63	ハイテックマット	プール室壁面	513.51	セラミックタイル
男子ロッカー室前	4.55	長尺塩ビシート	窓ガラス	372.25	
男子シャワー室	11.06	ハイテックマット	プール室ガラス	162.47	
プール室男子便所	16.13	磁器モザイクタイル	敷地内		
男子腰洗い槽	15.36	セラミックタイル	（駐輪場・駐車場）	3,782	
女子ロッカー室	54.78	ハイテックマット			
女子ロッカー室前	8.04	長尺塩ビシート			
女子シャワー室	11.16	ハイテックマット			
プール室女子便所	20.99	磁器モザイクタイル			
女子腰洗い槽	15.56	セラミックタイル			
ロビー男子便所	24.75	磁器モザイクタイル			
ロビー女子便所	9.48	磁器モザイクタイル			
廊下	62.28	長尺塩ビシート			
男子浴室	16.78	磁器モザイクタイル			
女子浴室	16.78	磁器モザイクタイル			
指導室	48.49	セラミックタイル			
プールサイド	727.3	セラミックタイル			
プール内	547.85	セラミックタイル			

【Ⅱ　西ケ谷総合運動場管理事務所ほか】

1　委託期間

委託業務実施日は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

ただし、日常清掃については月曜日１名、木曜日１名、土曜日２名、日曜日２名の週４日実施し、その他の曜日を休務日とする。

定期清掃・ガラス清掃・特別清掃については、年末年始を休務日とする。

2　業務内容（清掃基準表は別表のとおり）

（1）　日常清掃　管理事務所ほか　　633.43 ㎡

管理事務所周辺　　700.00 ㎡

（2）　定期清掃　（年４回以上）

（3）　ガラス清掃（年３回以上）

（4）　特別清掃　　陸上競技場内スタンド内及び周辺 10,000 ㎡

3　作業方法

（1）　日常清掃

ア　日常清掃は、毎日１回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ　トイレットペーパー、石鹸等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。

ウ　清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。

エ　清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、管理事務所に聞き不用であることが判明したときは、指定管理者の指示により処理すること。

（2）　定期清掃

清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。

（3）　ガラス清掃

ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。

（4）　特別清掃

陸上競技場内スタンド及び周辺のゴミ収集等を実施すること。

4　作業時間

作業時間は原則として午前８時 30 分から午後５時までの間に清掃すること。

5　報告事項

作業の主任者は、日常清掃、定期清掃・ガラス清掃・特別清掃の作業終了後、管理事務所に作業報告書を提出すること。

6　作業上の留意事項

（1）　危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

（2）　作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、すみやかに管理事務所に報告すること。

（3）　作業中に器物の損傷を発見したときは、すみやかに管理事務所係員に報告すること。

（別表）

西 ケ 谷 総 合 運動 場　清 掃 基 準 票

管理事務所

場　所	面積（㎡）	材質等
風除室	5.76	磁気タイル
ロビー	59.89	ﾌｧｯｼｮﾝﾀｲﾙ
廊下	29.72	塩ビシート
男女洗面所	8.00	塩ビシート
ポーチ	8.30	塩ビシート
男女便所	13.28	磁気ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ
屋外便所	76.56	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ
事務室	94.30	ﾌｧｯｼｮﾝﾀｲﾙ
救護室	7.80	ﾌｧｯｼｮﾝﾀｲﾙ
湯沸室①	2.00	塩ビシート
会議室	21.20	ﾌｧｯｼｮﾝﾀｲﾙ
湯沸室②	2.34	塩ビシート
事務所周辺	700.00	
ガラス	142.40	

テニスコート・クラブハウス

場　所	階	面積（㎡）	材質等
ｴﾝﾄﾗﾝｽ	1	8.50	タイル
階段室	1	9.06	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
廊下	1	13.50	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
男女ﾛｯｶｰ室	1	46.06	塩ビシート
男女更衣室	1	8.00	磁気タイル
男女ｼｬﾜｰ室	1	18.00	モルタル
男女便所	1	4.00	磁気タイル
ｴﾝﾄﾗﾝｽ	2	2.00	角タイル
ﾎｰﾙ・ﾛﾋﾞｰ	2	38.60	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
階段室	2	2.70	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
男女便所	2	25.90	磁気タイル
事務室	1	6.48	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
役員室	1	12.20	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
放送室	2	22.50	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
会議室	2	38.70	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ
給湯室	2	6.08	塩ビシート
ガラス		73.46	

屋外便所

場　所	面積（㎡）	材質等
男女便所	78.34	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ

陸上競技場

場　所	面積（㎡）	材質等
ﾊﾞｯｸｽﾀﾝﾄﾞ便所	46.08	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ
ﾒｲﾝｽﾀﾝﾄﾞ便所	72.00	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ
本部室1・2	72.00	長尺塩ビシート
役員室	36.00	長尺塩ビシート
医務室	18.00	長尺塩ビシート
男女更衣室1・2	72.00	長尺塩ビシート
ガラス	46.83	

ターゲットバードゴルフ場

場　所	面積（㎡）	材質等
便所	33.96	磁気タイル
四阿	25.22	モルタル

【Ⅲ　西ケ谷野球場】

１　委託期間

委託業務実施日は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。

ただし、日常清掃については月曜日、木曜日、土曜日の週３日実施し、その他の曜日を休務日とする。

２　業務内容（清掃基準表は別表のとおり）

（１）日常清掃　事務室外　　1,255.14 ㎡

（２）定期清掃　　（年４回以上）

（３）ガラス清掃　（年２回以上）

（４）野球場内スタンド及び周辺特別清掃　年６回以上

（５）エアコンパネル及びフィルター清掃　年１回以上　１３基

（６）換気扇清掃　年１回以上

３　作業方法

（１）　日常清掃

ア　日常清掃は、毎日１回以上ほうき、モップ等を利用して清掃すること。

イ　トイレットペーパー、石鹸等委託者が供給するものは、常時補給、取り替えを行うこと。

ウ　清掃して出たごみは、所定の場所に処理すること。

エ　清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、管理事務所に確認し、不用であることが判明したときは、指定管理者の指示により処理すること。

（２）　定期清掃

清掃器具を使用し、洗床、ワックス塗布を行い、日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは念入りに行うこと。

（３）ガラス清掃

ガラス清掃は、安全ベルトを着用する等、事故のないよう万全の措置を講ずること。

（４）　特別清掃

野球場内スタンド及び周辺のごみ収集等を実施すること。

（５）エアコンパネル及びフィルタークリーニング

野球場内のエアコンパネル及びフィルタークリーニングを実施すること。

（６）換気扇クリーニング

野球場内の換気扇クリーニングを実施すること。

４　作業時間

作業時間は原則として午前８時 30 分から午後５時までの間に清掃すること。

５　報告事項

（１）作業中に誤って市の財産に損害を与えたときは、すみやかに管理事務所係員に報告すること。

（２）作業中に器物の損傷を発見したときは、すみやかに管理事務所係員に報告すること。

（３）作業の主任者は、作業終了後、当日の状況を管理事務所係員に報告すること。

６　作業上の留意事項

危険作業に従事する作業員の安全管理には特に留意すること。

（別表）

西ケ谷野球場　清掃基準票

場　所	材質等	面積（㎡）
玄関・ロビー	磁気タイル	36.23
事務室・湯沸し	塗り床	32.88
会議室	塗り床	63.99
男子便所（本部用）	ビニル床シート	17.77
女子便所（本部用）	ビニル床シート	16.29
身障者便所	ビニル床シート	5.00
本部控室	塗り床	24.70
審判控室	塗り床・畳	13.16
審判ｼｬﾜｰ室・脱衣室	ビニル床シート	2.40
医務室	塗り床	17.46
記者室	塗り床	12.80
放送室	カーペット	12.80
本部室	塗り床	51.20
審判席	塗り床	12.80
廊下	塗り床	66.20
選手控室	ゴムマットタイル	69.68
選手ｼｬﾜｰ室・脱衣室	ビニル床シート	4.60
選手便所	ビニル床シート	21.42
選手通路	ゴムマットタイル	87.82
ダックアウト	ゴムマットタイル	85.46
男子便所（観客用）	磁気タイル	78.16
女子便所（観客用）	磁気タイル	78.28
身障者便所	磁気タイル	6.54
ピッチング練習所	グランド用土・盛土	437.50
窓ガラス		75.79
外溝		8,300.00

③　消防用設備等保守点検業務

本点検は、消防法第１７条の３の３及び消防法施行規則第３１条の４の規定により、消防用設備の点検を行うものである。

１　内　容

（1）機器点検　　年２回

（2）総合点検　　年１回

（3）点検内容

西ケ谷総合運動場に設置されている自動火災報知設備、屋内消火栓設備、非常放送設備、誘導灯、消火器、ガス漏れ火災警報設備、自家発電設備及び消防用水

４　点検事項

昭和５０年消防庁告示第１４号に基づく消防用設備等の点検基準による。

５　特記事項

（1）西ケ谷総合運動場内に設置されている消防用設備等が正常に作動するように点検整備を行う。

（2）点検は、当施設各担当職員と事前に協議し、業務に支障をきたさないように行うこと。

（3）本点検委託の保証期間は、機器点検後６ヶ月、総合点検後６ヶ月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

（4）機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

6.点検設備

	業務内容	機器点検			総合点検		
		屋内プール	総合運動場	野球場	屋内プール	総合運動場	野球場
1	消火器	2回	2回	2回	1回	1回	1回
2	屋内消火栓設備	2回			1回		
3	非常電源(自家発電)設備	2回			1回		
4	非常警報(放送)設備	2回		2回	1回		1回
5	自動火災報知設備	2回	2回	2回	1回	1回	1回
6	ガス漏れ火災警報設備	2回	2回	2回	1回	1回	1回
7	誘導灯設備	2回		2回	1回		1回
8	消防隊採水口	2回			1回		

設備名	機　　類	数量等		
		屋内プール	総合運動場	野球場
消火器	粉末ABC10型	20本	20本	24本
	小型			
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台		
	消火栓箱	6基		
	制御装置	1式		
	起動装置	1式		
	配管	1式		
	放水試験	1式		
非常電源装置	自家用発電装置	20KVA		
	起動装置	1式		
	制御装置	1式		
	計器類	1式		
	燃料タンク	20式		
	冷却水タンク	1式		
	配線	1式		
	自動起動試験	1式		
非常警報設備	非常電源装置	1式		1式
	起動装置	1式		1式
	増幅器等	1台		1台
	スピーカ	31台		48台
	表示灯	1式		1式
自動火災報知設備	受信機P-1－15L	1台		
	受信機P型5窓		1台	
	受信機P型1級			1台
	スポット型感知器	17ケ	7ケ	
	差動式スポット型感知器2種			30ケ
	定温式感知器	86ケ	4ケ	
	定温式スポット型感知器特種			24ケ
	定温式スポット型感知器1種			4ケ
	定温式スポット型感知器2種			6ケ
	煙感知器	6ケ		
	発信機	6台	1台	6台
	表示灯	1式	1式	1式
	電鈴	6ケ	3ケ	6ケ
	電源装置	1台	1台	1台
	配線等	1式	1式	1式
	加熱、加煙試験	1式		1式
ガス漏れ警報設備	受信機　5窓	1台	1台	
	検知器	3ケ	2ケ	1ケ
	検知区域警報装置	3台	2台	1台
	ガス漏れ表示灯			1式
	電源装置	1台		
	予備電源		1式	
	常用電源		2式	
	加ガス試験	1式		
誘導灯設備	避難口　　大型	7台		7台
	避難口　　中型	7台		7台
	通路　　　中型	2台		4台
	通路　　　小型	2台		
消防隊採水口	65A	1式		

④ 自家用電気工作物保安管理業務

１　保安管理業務の対象

事業場、需要設備（設備容量、受電電圧、非常用予備発電装置)、点検頻度は下記のとおりとする。

事業場の名称	事業場の所在地	需要設備（kVA）	受電電圧（V）	非常用予備発電装置				点検頻度
				用途	種類	容量（kVA）	電圧（V）	
静岡市西ケ谷総合運動場	静岡市葵区西ケ谷８－１	500	6,600	－	－	－	－	隔月1回
静岡市西ケ谷総合運動場　野球場	静岡市葵区西ケ谷４－１	550	6,600	－	－	－	－	隔月1回
静岡市西ケ谷総合運動場　屋内プール	静岡市葵区西ケ谷２６－６	250	6,600	非常用	ディーゼル	20	220	隔月1回

２　内容

保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」といいます。）に定めるところにより保安管理業務を実施すること。

３　点検等

定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第２４９号第４条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとします。

（１）月次点検　　上記表のとおり

ただし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。

（２）年次点検　　年１回

（３）工事期間中の点検並びに臨時点検は、細目及び基準に定めるところにより実施。

２　需要設備に使用期間を定めた場合、その休止期間中は「３　点検等（１）」の点検の頻度は適用しない。

なお、休止中の需要設備を使用する前には臨時点検を実施するものとする。

ただし、臨時点検は月次及び年次点検を含むものとする。

４　保安業務担当者等

（１）保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第５２条の2第１項第２号イ及び附則第３条（平成一五年七月一日経済産業省令第八〇号）に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

（２）保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

（３）保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させる。

（４）保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により指定管理者に通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

（5）指定管理者は、前項の通知を受け保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者と面接等を行い、本人確認を行うものとします。

５　点検結果等の確認と記録の保存

（1）指定管理者は、受託者が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるものとする。

（2）点検結果等に係る次の記録は指定管理者、受託者双方において原則３年間保存すること。

ア　点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存。

イ　電気事故に関する記録。

（3）　指定管理者は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、必要期間保存すること。

６　記録の調査及び備品等の整備

（1）　受託者は、保安管理業務の遂行上必要がある場合は、静岡市の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について静岡市と協議するものとします。

（2）　静岡市（指定管理者）は受託者の意見を聞いて静岡市（指定管理者）の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理業務に必要となる書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

ア　設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。

イ　測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

保 安 管 理 業 務 の 細 目 及 び 基 準

１．保安管理業務の内容

（１）乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

①　定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表１「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ．電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週１回工事期間中の点検（具体的基準は、別表２「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

　ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第２４９号第４条の規定により点検は行わないものとします。

エ．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

　この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

オ．電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ．乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ．電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち会わせます。

ク．小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験並びに機能維持のための選択点検は、別表３「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア．電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ．前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

（２）次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア．設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

（イ）消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

（ウ）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

（エ）機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

（オ）内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ．設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

（ア）立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

（イ）情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
（ウ）衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
（エ）機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
（オ）立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
（カ）器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等。

ウ．事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

エ．可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの。

オ．発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（３）上記（２）において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

２．相互の連絡

（１）甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項
ア．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
イ．安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
ウ．有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。
エ．電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
オ．感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。

②その他連絡する事項
ア．経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
イ．電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
ウ．電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
エ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
オ．平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
カ．非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
キ．電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
ク．委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
ケ．電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
コ．電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
サ．爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
シ．その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

（２）　乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
ア．乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
イ．甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
ウ．その他必要な事項。

３．絶縁監視装置及び機器の設置

（１）経済産業省告示第２４９号第４条第７号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。

（２）電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。

（３）甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。

（４）絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。

（５）絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。

（６）甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

４．絶縁監視装置の警報発生時の処置

（１）電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流５０mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

（2）乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

5．絶縁監視装置及び機器の撤去

（1）　乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

（2）絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

（3）電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第3項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

6．電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

（1）保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

（2）前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

（3）乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

（4）乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

7．その他

この｢保安管理業務の細目及び基準｣に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表１

点　検　、　測　定　及　び　試　験　の　基　準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">電　気　工　作　物</th><th rowspan="2">点検、測定及び試験項目</th><th rowspan="2">月次点検</th><th colspan="2">年次点検</th><th rowspan="2">臨時点検</th></tr>
<tr><th>Ⅰ</th><th>Ⅱ</th></tr>
<tr><td rowspan="3">引込設備</td><td rowspan="3">引込線
区分開閉器
電線、支持物、ｹｰﾌﾞﾙ</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="3">必要の都度</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>放電雑音チェック</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="31">受電設備（二次変電設備）</td><td rowspan="10">遮断器
高圧負荷開閉器</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="10">必要の都度</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>継電器の動作試験</td><td></td><td>○※１</td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>継電器との結合動作試験</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>トリップ回路の導通試験</td><td></td><td>○※１</td><td></td></tr>
<tr><td>絶縁油酸価度試験</td><td></td><td></td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>絶縁油破壊電圧試験</td><td></td><td></td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>内部点検</td><td></td><td></td><td>○※２</td></tr>
<tr><td>放電雑音チェック</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>温度チェック</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">母線、計器用変成器
断路器、電力用ﾋｭｰｽﾞ
避雷器、電力用ｺﾝﾃﾞﾝｻ
ﾘｱｸﾄﾙ、その他機器</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="4">必要の都度</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>放電雑音チェック</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>温度チェック</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="8">変圧器</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="8">必要の都度</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>絶縁油透明度チェック</td><td></td><td></td><td>○※３</td></tr>
<tr><td>絶縁油酸価度試験</td><td></td><td></td><td>○※３</td></tr>
<tr><td>絶縁油破壊電圧試験</td><td></td><td></td><td>○※３</td></tr>
<tr><td>内部点検</td><td></td><td></td><td>○※３</td></tr>
<tr><td>放電雑音チェック</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>温度チェック</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="7">受・配電盤</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="7">必要の都度</td></tr>
<tr><td>電圧・電流測定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>絶縁抵抗測定</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>継電器の動作試験</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>継電器との結合動作試験</td><td></td><td></td><td>○※１</td></tr>
<tr><td>放電雑音チェック</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>温度チェック</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">接地工事
（接地線・保護管）</td><td>外観点検</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">必要の都度</td></tr>
<tr><td>接地抵抗測定</td><td></td><td>○※４</td><td>○※４</td></tr>
</table>

	構造物・配電設備 受電室建物 （キュービクル式受・配電設備の金属製外箱等）	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	

電　気　工　作　物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				Ⅰ	Ⅱ	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1，6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受　電　設　備　と　同　じ				受電設備と同じ

注（1）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。
　ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
　イ　電線と他物との離隔距離の適否
　ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
　エ　接地線等の保安装置の取付け状態
（2）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定します。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。
（3）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。
（4）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとします。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施いたします。

ア　低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ　接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１７条に規定された値以下である。

ウ　保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ　非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ　蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ｉの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
　採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとします。
ただし、年次点検Ｉの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。
　採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(10) ※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
　この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検，年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとします。

別表２

工事期間中に関する点検の基準

電　気　工　作　物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線　区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器 電力用ヒューズ、断路器、避雷器 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 (キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電　気　工　作　物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機，電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注　（１）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

ア　電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ　電線と他物との離隔距離の適否

ウ　機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ　接地線等の保安装置の取付け状態

⑤ 自動扉開閉装置保守点検業務

1　保守点検対象設備

（1）屋内プール

寺岡自動扉開閉装置

SOV－200K　　　フルオープナー型　　4台

SOV－100K　　　片　引　型　　　　2台

（2）管理事務所

自動扉開閉装置　　1台

両引きエンジン装置　ソリックAB15M18D型

2 保守点検内容

（1）定期点検 委託期間中に2回実施

・自動扉エンジン本体の点検

・制御機器の点検

・検知器、センサーの点検

・各制御用マイクロスイッチの点検

・その他附属部品

（2） 臨時保守点検

不時の故障に対する修理

⑥ 空調設備保守点検業務

【西ケ谷総合運動場屋内プール】

本委託は、静岡市西ケ谷総合運動場屋内プール内に設置してある空調設備及びその附属機器の点検、清掃並びに冷暖房シーズン切り替えを委託するものである。

1　点検を委託する機器及び点検回数等

ガス焚吸収式冷温水発生機及び付属機器(切替点検2回/年・中間点検1回/年)			
アロエース　CH－G50 冷却塔　CT－G50L50RT 冷却水ポンプ　JC80×65L−63.7 冷温水ポンプ　JC65×50L−63.7	矢崎総業	1基 1基 1台 1台	冷凍能力　151,200kcal/h 加熱能力　132,100kcal/h
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン(点検清掃:4回/年)			
FDT200HP5 FDC200H5(室外ユニット)	三菱重工	1基	冷房能力　20,000kcal/h 暖房能力　21,500kcal/h 圧縮機出力　5.5kW
FDT140HP5 FDC140H5(室外ユニット)	三菱重工	1基	冷房能力　14,000kcal/h 暖房能力　15,400kcal/h 圧縮機出力　4.0kW
SRK3522KD SRC3522KD(室外ユニット)	三菱重工	1基	冷房能力　3,500kcal/h 暖房能力　5,200kcal/h 圧縮機出力　1.1kW
温水ボイラー(点検:3回/年)			
GSL－800AT	タクマ	1基	最大出力　800,000kcal/h (55 ～75℃) 最大流量　40.0t/h　1回路式
ファンコイルユニット(点検清掃:4回/年)			
KCS－801G KCS－601G KCS－401G KCS－201G HSR－802 GT－2HW	木村機工	4台 7台 2台 1台 2台 7台	
エアハンドリングユニット(点検清掃:4回/年)			
H_2－730 SH－400H	木村機工	1台 5台	

送風機（点検：4回/年）			
BGS－28DSD BGS－25DSU BGS－20DSU BGS－18DSU 塩ビシロッコ		1台 4台 1台 2台 1台	
全熱交換器形換気扇（点検清掃：4回/年）			
LHG－100R_2 Z－60 LHG－80R_2 Z LHG－50R_5 －S LHG－50RP LHG－15R_3	三菱電機	2台 1台 2台 1台 3台	
貯湯槽及び蓄熱槽（点検清掃：1回/年）			

2 点検の内容

ガス焚吸収式冷温水発生機（冷却塔含む）	ポンプ類
1　機器の外観チェック 2　パネルの取り付け状態確認 3　水平の確認 4　溶栓及び溶栓樹脂量の確認 5　真空度の確認 6　電源の電圧及び周波数の確認 7　冷温水、冷却水の水もれ点検 8　各部温度測定 9　制御スイッチ、保護スイッチ作動温度確認 10　燃焼制御作動の確認	1　モーター絶縁測定 2　ポンプ回転状態点検 3　水もれ点検 4　締め付けボルトの点検 5　振動、騒音、異音チェック 6　グランドパッキンまたはメカニカルシールの状態点検 7　ポンプ用ドレン詰まり清掃 8　電流値の確認 9　起動スイッチ、リレー等の点検 10　カップリングの取り付け状態点検 11　外面清掃
空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン	エアハンドリングユニット
1　冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検 2　軸受け温度の良否の確認 3　送風機の機能確認（規定電流及び正常運転） 4　圧縮機の異音、振動の有無の確認 5　自動制御装置の機能点検及び調整 6　冷媒もれ検知点検 7　エアーフィルターの清掃 8　冷媒配管、冷却コイルの機能確認 9　サーモスタットの機能確認 10　外観清掃	1　モーター絶縁測定 2　振動、騒音、異音チェック 3　操作スイッチ、各部ターミナルの点検 4　ドレンパンの清掃 5　外面清掃 6　ベルトの張り状態確認及び調整 7　加湿装置の点検調整及び清掃 8　エアーフィルターの水洗い清掃 9　ベアリング異音チェック 10 締め付けボルトの点検増し締め

ファンコイルユニット 1　絶縁抵抗測定 2　機能確認 3　ドレンパンの点検及び清掃 4　エアーフィルターの点検及び清掃 5　エアーパージ	温水ボイラー 1　バーナー点検清掃 2　真空度チェック 3　安全装置テスト（失火テスト、ガス圧等） 4　燃焼排ガスチェック （O_2 、CO、スモークテスト等）
送風機	全熱交換機
貯湯槽及び蓄熱槽	

3　点検結果報告書

上記、各機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

4　その他の事項

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については指定管理者と協議し、これを行うこと。

【Ⅱ　西ケ谷総合運動場管理等ほか空調設備保守点検業務】

本委託は、静岡市西ケ谷総合運動場管理棟、クラブハウス、陸上競技場に設置してある空調設備の点検清掃を委託するものである。

1　点検を委託する機器

1　管理棟					
空調機	室外機	1台	屋外	三菱	PUHY-250K-C
	室内機	4台	事務室、ﾛﾋﾞｰ		PLHY-63HKD-A1
	屋外機	1台	屋外		PUHY-200K-C
	屋内機	1台	売店		PLHY-50HKD-A1
	室内機	1台	救護室		PKHY-25K-A
	室内機	2台	休憩室		PKHY-40K-A
	室内機	1台	会議室		PEHY-50K-A
全熱交換機		1台	事務室		ﾛｽﾅｲ LGH-65R
2　クラブハウス					
空調機	室外機	1台	屋外	三菱	PUH-125EKD
	室内機	2台	2階ﾛﾋﾞｰ		PDH-63EKD
	室外機	1台	屋外		PUH-100EKD
	室内機	2台	2階会議室		PDH-50FKD
	室外機	1台	屋外		PUH-50EKD
	室内機	1台	2階放送室		PLH-50FKD
	室外機	1台	屋外		MUZ-2810
	室内機	1台	1階役員室		MSZ-2801S
	室外機	1台	屋外		MUH-2231
	室内機	1台	1階事務所		MSH-2231

全熱交換機 送風機		1台 1台 1台 1台	2階会議室① 2階会議室② 2階放送室 2階ロビー		LGH-50C-S LGH-50C- S LGH-25C-S BGS-20BS
3 陸上競技場					
空調機	室外機 室内機 室外機 室内機 室外機 室内機 室外機 室内機	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	屋外 医務室 屋外 本部室1 屋外 本部室2 屋外 役員室	三菱	FDC-40 FDC-40H FDC-71 FDE-71 FDC-71 FDE-71 FDC-71 FDE-71

2　点検の内容 （年2回実施）

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン

（1） 冷媒圧力、冷媒循環量の適否の点検
（2） 軸受け温度の良否の確認
（3） 送風機の機能確認（規定電流及び正常運転）
（4） 圧縮機の異音、振動の有無の確認
（5） 自動制御装置の機能点検及び調整
（6） 冷媒もれ検知点検
（7） エアーフィルターの清掃
（8） 冷媒配管、冷却コイルの機能確認
（9） サーモスタットの機能確認
（10）外観清掃
（11）全熱交換機

3　点検結果報告書

上記、各機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

4　その他の事項

点検及び試運転にあたり、その他必要な事項については指定管理者と協議し、これを行うこと。
不時の故障時に指定管理者の要請により臨時保守点検を行うこと。

⑦　合併処理施設維持管理業務

１　小型合併浄化槽清掃
　沈殿分離室、接触曝気等各室のくみ取りは全量とし、清掃を行ったあと必ず槽内に一杯になるように清水を張っておくこと。

２　合併処理施設維持管理
（１）　現場水質測定（水温.色相.臭気.透明度.PH.SV.亜硫酸反応.残留塩素）
　　総合運動場（月４回）屋内プール（月５回）野球場（月４回）
（２）　水質検査（ＢＯＤ）　年１回
（３）　機器の点検（ベルトの交換・オイルの交換・エアフィルター清掃及び交換）
（４）　消毒剤の補充

３　機器内容

【Ｉ　総合運動場合併処理施設】

（１）　概　　要

型式　：	接触曝気式（建設省告示第１２９２号）
処理対象人員	４３４人槽
計画汚水量	７０㎥／日
放流水水質	ＢＯＤ　２０㎎／ℓ
曝気ブロワー	３．７ＫＷ　２台
撹はんブロワー	０．４ＫＷ
計量ポンプ	０．２５ＫＷ　２台
微細目ｽｸﾘｰﾝ	０．１ＫＷ
放流ポンプ	０．２５ＫＷ　２台
汚泥ポンプ	０．７５ＫＷ
原水ポンプ	１．５ＫＷ　２台

（２）　管理項目

流入水	水温、ＰＨ
曝気槽	溶存酸素量、酸化濾材
運転電流値	曝気ブロワー、撹はんブロワー 計量ポンプ、微細目ｽｸﾘｰﾝ 、放流ポンプ 汚泥ポンプ、原水ポンプ
放流水	ＰＨ、透視度、残留塩素
消毒薬使用量	
余剰汚泥搬出量	

（３）　第11条法定検査　期間中に１回

【Ⅱ　屋内プール】

（１）概　　要　　型式　　　：　　接触曝気式（建設省告示第１２９２号）
処理対象人員　　　３８３人槽
計画汚水量　　　７０㎥/日
放流水水質　　　BOD　２０ppm　　ＳＳ　５０ppm
曝気ブロワー　　３．７KW　　２台
調整用ブロワー　　０．７５KW　　１台
調整槽ポンプ　　０．４KW　　２台
微細目スクリーン　　０．１KW　　２台
放流ポンプ　　０．４KW　　２台
汚泥ポンプ
原水ポンプ　　１．５KW　　２台
消泡ポンプ　　０．４KW　　１台

（２）管理項目　　流入水　　水温、PH
曝気槽　　溶存酸素量、酸化濾材
運転電流値　　曝気ブロワー、調整槽ポンプ
放流ポンプ、原水ポンプ、
微細目スクリーン
放流水　　PH、透視度、残留塩素
消毒薬使用量
余剰汚泥搬出量

（３）　第 11 条法定検査　期間中に１回

【Ⅲ　野球場合併処理施設】

（１）概　　要　　型式　　　：　　接触曝気式　　（建設省告示第１２９２号）
処理対象人員　　　２７０人槽
計画汚水量　　　４１㎥/日
放流水水質　　　BOD　　２０ppm　　SS　５０ppm
曝気ブロワー　　３．７　KW　　２台
調整用ブロワー　　０．７５　KW　　１台
移行ポンプ　　０．２５　KW　　２台
微細目スクリーン　　０．０２５KW　　１台

（２）管理項目　　流入水　　水温、PH
曝気槽　　溶存酸素量、酸化濾材
運転電流値　　曝気ブロワー、調整用ブロワー
移行ポンプ、微細目スクリーン
放流水　　PH、透視度、残留塩素
消毒薬使用量
余剰汚泥搬出量

（３）第 11 条法定検査　期間中に１回

【Ⅳ　総合運動場ゴルフ場（小型合併浄化槽）】

（１）概　　要　　型式　　：　ニッコー　BN－１４
処理方法　　分離接触曝気式
認定番号　　８９－1D－０１６
処理対象人員　　１４人
放流水水質　　BOD　２０ppm　以下
有効容量　　沈殿分離槽第１室　3.857 ㎥
沈殿分離槽第２室　2.290 ㎥
接触曝気槽　2.694 ㎥
沈殿槽　1.160 ㎥
消毒槽　0.078 ㎥

（２）管理項目　　流入水　　水温、PH
沈殿分離槽　　スカム状態、汚泥引き抜き（必要に応じ）
接触曝気槽　　DO、濾材状態
放流水　　PH、透視度、残留塩素、臭気
消毒薬使用量
ブロワー　　運転状態

（３）第 11 条法定検査　期間中に１回

⑧　西ケ谷屋内プール監視管理業務

１ 委託業務の実施時間、及び休業日

（1） 火曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで。

（2） 日曜日及び祝日は、午前9時から午後6時まで。

（3） 休業日は、毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）及び年末年始（１２月28日～翌年1月3日）、その他必要に応じて指定管理者が指定する日

２　監視員配置場所

別紙のとおり。

３　業務内容

（詳細は別紙業務要領書（参考）のとおり）

（1）　プール場内の監視

（2）　利用者の事故を防止するための指導

（3）　事故発生時における事故者の救助及び応急手当

（4）　プール場内の衛生管理

（5）　利用者の案内及び注意事項等の指導

（6）　入れ替え時における退場の確認

４　監視員資格

（1）　監視員は、男女を問わず１８歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう的確な従事者を配置すること。

（2）　水泳の救助に関する資格を有するものを各利用時間内に必ず1名以上配置すること。

別紙　監視員配置場所

別紙　西ケ谷総合運動場屋内プール監視管理業務要領書（参考）

1　監視台による監視員の監視業務

（１）　監視台は、大プールに３台とする。

（２）　監視台での監視は、監視範囲の水面、水底及びプールサイドを注意し事故防止に努める。特に混雑時には他の監視員に巡回を要請し利用者の安全を確保する。

（３）　ウォータースライダーの使用者には、特に事故が起きないよう注意し、巡回の強化に努める。

（４）　溺者発見の場合は、笛を吹き他の監視員に知らせるとともに溺者の位置を指示する。ただし、自分が一番近い位置にいたときは直ちに救助する。

2　巡回による監視員の監視業務

プールサイドを巡回し、水面、水底の確認及びプールサイド、腰洗い槽等の監視にあたる。その際、場内設備や衛生面の欠陥も調べるほか、風紀取締りも併せて行う。

3　監視員の共通事項

（１）　水槽内またはプールサイドの子供の悪ふざけについて注意する。

（２）　入場者数を判断し、プール内の混乱を避けるように努める。

（３）　一般利用に迷惑のかかる個人指導、または一般利用者としてグループ若しくは団体で泳ぎに来て、他の一般利用者に迷惑をかける場合は個人指導の主旨を説明してやめさせる。

（４）　事故につながる装身具及び水泳用具の使用は、事情を説明し保管場所に保管するよう指示する。

（５）　初心者の遊泳には安全を考え、監視に万全を期するとともに泳ぐ場所を指示する。

（６）　溺者及び事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当をする。または、気分の悪くなった者についても同様の手当をするとともに事務所に連絡する。

（７）　プール内での利用者トラブルは、直ちに事務所に引き継ぐ。

4　事故発生時の処理

（１）　溺者を発見したら笛で合図し、他の監視員と協力し救助するとともに救助しやすいように放送で指示する。また、二次事故防止には利用者全員を一時プールサイドに上げる。

（２）　事故者の症状が重い場合は、事務所に連絡し救急車を要請する。

（３）　監視員は毛布で事故者を保温し、人工呼吸等適切な処置を行い救助隊がくるまで続ける。

（４）　救助をした監視員は、事故発生時の状況を報告書に記録する。

（５）　事故発生時の対処方法についてマニュアルを作成し、このマニュアルに準じた訓練を定期的に行うものとする。

5　監視員の注意事項

監視員の態度は、利用者の批判を受けないように注意する。

6　監視員の心得と留意事項

（1）監視員の業務は水泳の安全監視であり、人命を預かるものであるために事故防止に万全を期するとともに、健康な状態で勤務できるよう心掛け、常に自分自身の健康管理と、人命救助に関する知識を高めるよう努力しなければならない。

（2）監視員はプール利用者と接する機会が多いので、その対応に十分気を配らなければならない。また、プール利用注意事項の違反者に注意を与える場合にも、周囲の影響を考え言葉使いは、特に慎重に感情に左右されることなく親切に注意する。また、監視員は非常に目立つ存在であるので、日頃の立ち振る舞いにも注意しなければならない。

7　業務内容の詳細

（1）　朝の業務

ア　プール内、プールサイドの清掃

イ　プールロボットの回収とフィルター（カートリッジ）の清掃

ウ　プールクリーナーによるプール底の汚物の除去

エ　コースロープの確認

オ　プール内の各排水溝のネジ等の確認

（2）　昼及び入れ替え時間の業務

ア　プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。

イ　ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。

ウ　入水人員、留意事項等の日報への記入

エ　札の枚数の確認と整理、札と箱及びつり銭金庫の事務所への返還

（3）　夜の業務

ア　プールサイド、水底及び便所を点検し、プール利用者の退場を確認する。

イ　ロッカーや更衣室内を点検し、忘れ物等の確認・回収を行う。

ウ　プールロボットの投入をする。

エ　プール館内の安全点検と施錠をする。（シェルター、ロッカー室、プール出入口、観覧席等）

オ　日報の提出及び札の整理と返還

カ　業務終了後、鍵は事務所に返還する。

（4）　遊泳時間の業務

ア　監視台にて危険防止のための監視

イ　定期的にプールサイドに降りて監視する。

ウ　不適格者への注意、危険行為を注意する。

エ　放送により休憩時間の指示をする。（１時間泳いだ後、５分間の休憩をとる。）

オ　使用コースを立て札にて指示をする。

カ　コースロープを張るときは、たるみのないようにする。

キ　コースロープをはずすときは、ロープ巻取り機を使用し所定の場所に置く。

ク　腰洗い槽での子供の水遊びを禁止する。

ケ　監視、受付の交代は間ができないように配慮する。

コ　プール内の点灯は必要に応じ適時判断して行う。

サ　シェルターの開閉は、職員立合の元必要に応じ判断して行う

（５）　休憩時間帯の業務（１時間泳いだ後の５分間の休憩）

ア　プールサイドを一周して水面・水底を点検し、必ずプール内に入り、確認作業を行う。

イ　腰洗い槽、ロッカー室、便所の巡回を行い、盗難防止に努めるとともに、不審者・不審物等が発見された場合は直ちに事務所に引き継ぐ。

８　受付業務

（１）　札の交換とビート板の貸出をする。

（２）　水着・帽子等貸出は職員の許可を得てから必要に応じ行う。（無料）

（３）　小学校２年生以下の遊泳者は、保護者が一緒に入水しなければならないため、保護者の確認をする。

（４）　日報の記入、札の整理をする。

（５）　終了間際の入場者の整理をする。

（６）　落し物は職員に引き継ぐ事。

９　その他の業務

（１）　施設の破損及びコインロッカーの故障は、事務所に報告し指示を受ける。

（２）　服装はサンダル履き、プール専用監視服を着用とともに笛を携帯する。

（３）　プール利用者の案内及び利用者のチェックを行う。

（４）　委託者からの消防訓練等の講習会が行われる場合は全員参加すること。

⑨ 屋内プール機械運転等管理業務

1　委託業務対象

　西ケ谷屋内プールの設備

2　運転資格

機械関係に熟知し、2級以上のボイラー免許の有資格者

3　休務日

　年末年始休館日（12月29日から翌年1月3日まで）

4　実施時間

（1）　委託業務を実施する時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする

（2）　日曜日及び祝日は、午前8時30分から午後5時30分までとする

（3）　月曜日（振替休日は除く）は、午前8時30分から午後5時00分までとする

（4）　委託者の指示があった時は、1、2、3の時間を変更することができる

5　業務の内容

（1）　機械運転管理

（2）　ボイラー運転管理

（3）　各機器の保守管理及び小破修繕

（4）　プールの管理

水温及び室温については、委託者から指示された基準を守り維持すること

（5）　プール水のろ過洗浄

ア　ろ過装置の逆洗浄は毎日1回行うこと

イ　プール水の溢れ水は、水質汚濁状況により適時行うこと

（6）　プール水の滅菌

次亜塩素酸ソーダの滅菌により残留塩素が、0．4～1．0ppmの数値に維持管理すること

（7）　腰洗い槽の滅菌

次亜塩素酸ソーダの滅菌により残留塩素が、50～100ppmの数値に維持管理すること

（8）　飲料水の水質検査

毎日1回検査すること。

（9）　その他

ア　毎日業務終了後、事務所に運転日誌を提出すること

イ　業務終了後、機械室の鍵は事務所に返還すること

⑩　屋内プール二酸化炭素濃度測定業務

１　業 務 内 容　　　２ケ月以内ごとに１回、以下による測定を定期的に行う。

（１）空気中の二酸化炭素含有率を測定すること。

（２）プールサイド、観覧席等施設内の適切な場所を選び、床下 75cm 以上 150cm 以下の位置において、検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

（３）測定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な２時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

（４）各回の業務終了後、業務報告書を委託者に提出すること。

⑪　屋内プール可動床保守点検業務

点検は、プール槽内が有水の状態及び無水の状態の２度行う。

点検内容	
項　目	点検部分・点検事項
可動床本体	⑴作動確認 作動スタート時から水深標示点灯までの所要時間確認 上昇時／下降時
	⑵外観確認 可動床周囲のゴムパッキン確認
水深表示盤	表示灯確認 水深 0.8M／水深 1.4M
制御盤	表示灯確認
	作動確認
空気溜め	空気漏れ
	外観確認
	ドレン確認
	減圧弁設定
空気圧・設定圧	圧力スイッチ設定
コンプレッサー	クランクオイル確認
	ドレン確認
	空気漏れ点検
	作動確認
	ミストセパレーター点検
	エアーフィルター
空気圧補助機器	減圧弁
	電磁弁
	調速弁
アクアチューター、耐圧ゴムホース	空気漏れ点検
ピット内 SUSIB 配管	外観確認

⑫　*屋内プールオゾン発生装置保守点検業務*

１　対象設備

オゾナイザー：MP35T-NPVB-S 型　　　　　　PSA 式オゾン発生装置

２　保守点検委託内容

(1)	オゾナイザー本体	・缶体パッキンA	1 年毎交換
		・高圧放電管	点検清掃確認
		・高圧放電管スペーサー	1 年毎交換
		・高圧放電管受けパッキン	1 年毎交換
		・冷却ファン	2 年毎交換
		・ミニチュアリレー	2 年毎交換
		・オゾン反応槽ユニット三方電磁弁	2 年毎交換
		・圧力スイッチ	5 年毎交換
		・減圧調整弁	5 年毎交換
		・安全弁	5 年毎交換
		・電磁接触器	5 年毎交換
		・フローインジケータガラス	1 年毎交換
(2)	排オゾン分解塔	・触媒	1 年毎交換
		・セカード	1 年毎交換
(3)	ブースターポン	・大プール用メカニカルシール及びOリング	1 年毎交換
		・小プール用メカニカルシール及びOリング	1 年毎交換
(4)	PSA酸素濃縮器	・吸込みフィルターエレメント	1 年毎交換
		・電磁弁　SV1・SV2ユニット	3 年毎交換
		・電磁弁　SV3	3 年毎交換
		・吸着塔　吸着剤	1 年毎交換
(5)	残留塩素濃度計		点検清掃確認
(6)	配管継手・弁類		点検確認
(7)	電装品		点検清掃確認

⑬ 芝生維持管理業務

１　施工方法内容

（１）　刈込み（芝の分けつを促進して、芝密度を高め芝の節間を短くする。）

①芝の刈込みは、５月から１０月まで成長するので１カ月に１回は刈込みをする。

②特に、６月から８月は生育が旺盛なので刈込み回数を増やす。

③刈り取った芝は、除去し集積処理をする。

④芝が雨などで濡れているときは、刈込みは極力やめる。

⑤草刈機械の刃が切れなくなると、切り口が乱雑になり見栄えも悪くなり病気にもなりやすいので、刈り刃を研磨して良好な状態で刈り取りをする。

（２）　目土散布（芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作る。）

①目土を散布して、レーキなどで芝の根元にすり込むようにする。

②目土散布は、必ず芝を刈り込んだ後で作業をする。

（３）　施肥（葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高める。）

①芝の状態を見て、少量ずつ適期に平均に散布し肥料やけに注意をして施肥する。

②高度化成肥料は１㎡あたり約３０グラム、普通化成肥料と有機肥料は１㎡あたり約５０グラムを目安として施肥する。

③肥料散布の準備作業は、芝生の外で行う。

（４）　除草（雑草の繁殖は、芝生を退化させる。）

①クローバー、タンポポ、オオバコなど雑草を発見した場合は、フォークなどで抜き取る。

②除草剤を散布する場合は、薬品の説明に従い用法容量等に注意して適切に使用する。

③除草剤を使用した場合は、当体協担当者に知らせて安全に配慮する。

（５）　水やり（生育期には、多くの水を必要とする。）

①水やりを頻繁に行なうと、地表近くで水を吸収することとなり根浅になり干ばつなどに耐えられなくなり枯れてしまうので、水のやりすぎに注意をする。

②降水がなく、高温が続くときには、土も高温になっているので水をやるとお湯になってしまうので極力控えることとし、日の出前か日没後の土が冷えたときに行なう。

（６）　芝生が枯れた場合

①完全に芝が枯れた場合は、張り芝や移植などをして補修をする。

（７）　ディポット補修

①（２）の目土散布とは別に、陸上競技場フィールド利用後に砂を入れ不陸及びディポットを補修し、芝の育成を推進させる。

2 委託場所

陸上競技場	10,520㎡	ﾌｨｰﾙﾄﾞ	6,370㎡
		ｽﾀﾝﾄﾞ	4,150㎡
ﾀｰｹﾞｯﾄ･ﾊﾞｰﾄﾞ･ｺﾞﾙﾌ場	5,177㎡	ﾌｪｱｳｪｲ	1,615㎡
		ﾃｨｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ	162㎡
		ラフ	2,760㎡
		芝生広場	640㎡
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場	3,789㎡	芝生広場	3,378㎡
		植栽帯	411㎡
野球場	930㎡	外野スタンド	930㎡
計	20,416㎡		

3 維持管理工

工　種	施行場所	㎡
芝生用除草剤散布（春用）	西ヶ谷総合運動場	**20,416**
芝生用除草剤散布（夏用）	西ヶ谷総合運動場	**20,416**
機械芝刈		**10,159**
	陸上競技場(ﾌｨｰﾙﾄﾞ)	6,370
	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場	3,789
機械芝刈		**10,257**
	陸上競技場(ｽﾀﾝﾄﾞ)	4,150
	ﾀｰｹﾞｯﾄ･ﾊﾞｰﾄﾞ･ｺﾞﾙﾌ場	5,177
	野球場	930
施肥		**20,416**
	陸上競技場(ﾌｨｰﾙﾄﾞ)	6,370
	その他	14,046
病害虫防除（殺菌、殺虫、液肥）	西ヶ谷総合運動場	**20,416**
		20,416
抜根除草		**14,046**
	陸上競技場(ｽﾀﾝﾄﾞ)	4,150
	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場	3,789
	ﾀｰｹﾞｯﾄﾊﾞｰﾄﾞｺﾞﾙﾌ場	5,177
	野球場	930
抜根除草	陸上競技場（ﾌｨｰﾙﾄﾞ）	**6,370**
エアレーション	陸上競技場（ﾌｨｰﾙﾄﾞ）	**6,370**
目土	陸上競技場（ﾌｨｰﾙﾄﾞ）	**6,370**

⑭　西ケ谷総合運動場植栽帯等維持管理業務

１　委託箇所　別紙のとおり

２　植栽帯抜根除草　　　　　　　　　　　　　１５，７２０㎡

(1)　陸上競技場、ﾃﾆｽｺｰﾄ　　　　　９，０１０㎡
屋内ﾌﾟｰﾙ周辺

(2)　ﾀｰｹﾞｯﾄ･ﾊﾞｰﾄﾞｺﾞﾙﾌ場　　　　　２，７６０㎡
※ラフ

(3)　ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場　　　　　　　　　４１０㎡
※植栽帯

(4)　野球場周辺　　　　　　　　　２，５８０㎡

(5)　馬場川周辺　　　　　　　　　　　９６０㎡

３　植栽帯防除　　一　式

幹　周	本数		薬　剤	
１５～２０	２８６	本	3.0	Ｌ
２０～４０	５２０	本	5.0	Ｌ
４０～６０	１７６	本	8.0	Ｌ
６０～８０	６４	本	12.0	Ｌ
８０～１００	６	本	17.0	Ｌ

別紙

1、委託箇所
野球場
玄関ゲート
馬場川
西ヶ谷橋
西口ゲート
室内プール
現在位置
やくどう広場
管理事務所
中央ゲート
陸上競技場
内牧川
親水橋
テニスコート (A)
テニスコート (B)
クラブハウス
南口ゲート
(1)陸上競技場、テニスコート、屋内プール周辺
(2)ターゲットバードゴルフ場
(3)グランウンドゴルフ場
(4)野球場周辺
(5)馬場川周辺

⑮　プール自動清掃ロボット保守点検業務

１　機種

ドルフィン・プール清掃ロボット　Ｄｏｌｐｈｉｎ　ＡＣＥ　５０m用

１１９９４７ＢＸ６８（機械番号）

２　保守内容

（１）機器の安全に配慮し、日常の使用に差し支えのないよう、良好な状態を保つため定期点検（年１回）、及び、異常が発生した場合の修理、調整を実施する。

（２）点検等に際しては、機器を受託者に送付し、受託者は、修理、調整等を行い返送する。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担する。

（３）点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与するものとする。

（４）保守点検契約期間中の、通常の消耗品の交換、修理費用は無償とする。

但し、委託者の管理の範囲外（誤操作による故障等、受託者に責務のないもの）の修理についてはこのかぎりでない。

（５）点検が完了した場合は、「保守点検結果報告書」を提出するものとする。